

主治医様

大阪府立登美丘高等学校長

意見書（学校感染症）の発行について（お願い）

学校保健安全法に基づき、学校感染症罹患者については出席停止の措置がとられます。

つきましては、お手数ですが下記意見書に必要事項をご記入のうえ、生徒にお渡しくださいますようお願いいたします。

意見書

年 組 名前

1. インフルエンザ（A型・B型・不明）＜発症した翌日から5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで＞
2. 新型コロナウイルス ＜発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで＞
3. 百日咳 ＜特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで＞
4. 麻疹 ＜解熱後3日を経過するまで＞
5. 流行性耳下腺炎 ＜耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで＞
6. 風疹 ＜発疹が消失するまで＞
7. 水痘 ＜すべての発疹が痂皮化するまで＞
8. 咽頭結膜熱 ＜主要症状が消退後2日を経過するまで＞
9. 結核 ＜感染のおそれがないと認められるまで＞
10. 髄膜炎菌性髄膜炎 ＜感染のおそれがないと認められるまで＞
11. その他の感染症（ ）

出席停止期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間

自宅における療養を指示しました。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印

【学校内連絡】

受領日 月 日

担任 → 保健室（原本保管）